

議 案 名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	児童福祉法の一部改正に伴い、同法第３３条の１０の規定が項建てとなるため、同条の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものです。
制 定 内 容	児童福祉法の一部改正に伴い、被措置児童等虐待の行為を規定している同法第３３条の１０各号の規定が項建ての条となることから、当該規定を引用している条例中の字句を「第３３条の１０各号」から「第３３条の１０第１項各号」に改めるものです。 (1) 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第２５条 (2) 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１２条 (3) 富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第１２条
施 行 日	公布の日

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

(1) 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）

新	旧
（虐待等の禁止） 第２５条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第２５条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０各号_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(2) 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２０号）

新	旧
（虐待等の禁止） 第１２条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第１２条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号_____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(3) 富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２１号）

新	旧
（虐待等の禁止） 第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各号_____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。